

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

Issue 646-2019/09/10~2019/09/16

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 国务院关于加强和规范事中事后监管的指导意见..... 2
- 生态环境部关于进一步深化生态环境监管服务推动经济高质量发展的意见..... 2
- 交通运输部关于落实国内船舶代理业务外商投资政策有关事项的通知..... 3
- 强制性国家职业卫生标准《GBZ 2.1—2007 工作场所有害因素职业接触限值 第1部分：化学有害因素》(修订)..... 4
- 国家市场监督管理总局办公厅关于规范使用食品添加剂的指导意见..... 4

二、最新资讯

- 中外电气公司新设合营企业未依法进行经营者集中申报被处罚..... 4

三、里兆解读

- 《个人信息出境安全评估办法(征求意见稿)》解读..... 5

四、近期热点话题..... 11

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 事中・事後の監督管理強化・規範化に関する国務院による指導意見..... 2
- 生態環境監督管理サービスをさらに推進することで高度経済成長を促すことに関する生態環境部による意見..... 2
- 国内船舶代理業務の外商投資政策貫徹の関連事項に関する交通運輸部による通知..... 3
- 強制的国家職業衛生標準「GBZ 2.1—2007 作業場所有害要素職業接触制限値 第1部分：化学有害要素」(改正)..... 4
- 食品添加剤使用規範化に関する全国市場監督管理総局弁公庁による指導意見..... 4

二、新着情報

- 中外電気会社が新設する合弁企業が法定の事業者結合の届出を怠ったとして、処罰を受けた..... 4

三、里兆解説

- 「個人情報域外持出安全評価弁法(意見募集案)」を読み解く..... 5

四、トピックス..... 11

一、最新中国法令

● 国务院关于加强和规范事中事后监管的指导意见

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2019〕18号
【发布日期】2019-09-12
【内容提要】该意见要求：

明确监管责任
严格按照法律法规和“三定”（定职能、定机构、定编制）规定明确的监管职责和监管事项，依法对市场主体进行监管，做到监管全覆盖。
健全监管规则和标准
分领域制订全国统一、简明易行的监管规则和标准，并向社会公开。
创新和完善监管方式
<ul style="list-style-type: none">原则上所有日常涉企行政检查都应通过“双随机、一公开”（随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员、抽查情况及查处结果及时向社会公开）的方式进行。对直接涉及公共安全和人民群众生命健康等特殊重点领域，实行全覆盖的重点监管。推行信用分级分类监管，对失信主体在行业准入、项目审批等方面依法予以限制。对新兴产业实施包容审慎监管。
提升监管规范性和透明度
规范涉企行政检查和处罚，压减重复或不必要的检查事项，禁止将罚没收入与行政执法机关利益挂钩。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-09/12/content_5429462.htm

● 生态环境部关于进一步深化生态环境监管服务推动经济高质量发展的意见

【发布单位】生态环境部
【发布文号】环综合〔2019〕74号
【发布日期】2019-09-10
【内容提要】该意见要求：

完善市场准入机制
<ul style="list-style-type: none">进一步梳理生态环境领域市场准入清单，清单之外不得另设门槛和隐性限制。全面实施市场准入负面清单，加快推进“三

一、最新中国法令

● 事中·事後の監督管理強化・規範化に関する国務院による指導意見

【発布機関】国務院
【発布番号】国発〔2019〕18号
【発布日】2019-09-12
【概要】本意見では以下の通り、要求している。

監督管理責任を明確にする
法律法規及び「三定」(職責、内設機関、人員編成に関する定め)の規定において明確にされた監督管理の職責及び監督管理事項に厳格に従い、事業者に対する監督管理を法に依拠して実施し、監督管理が全体に行き渡るようにする。
監督管理の規則及び基準を整備する
分野別に全国統一の、簡明且つ実行し易い監督管理の規則及び基準を定め、一般公開する。
監督管理方式を刷新し、整備する
<ul style="list-style-type: none">原則的には、企業に関わる全ての日常の行政検査は「二重の無作為抽出検査、全過程公開」(検査対象を無作為に抽出し、法執行検査人員を無作為に選出して派遣し、抽出検査結果及び調査処分結果を遅滞なく一般公開する)の方式で実施する。公共の安全及び一般大衆の生命・健康等に直接関わる特別な重点分野に対して、重点的監督管理が全体に行き渡るようにする。信用格付け・分類監督管理制度を推進し、信用を喪失した事業者に対して業界参入、プロジェクトの審査許可等方面において法に依拠し制限を設ける。新興産業に対して、寛容に対応しながらも監督管理を慎重に実施する。
監督管理の規範性と透明性を向上させる
企業に関わる行政検査と処罰を規範化し、重複している又は必要のない検査項目を削減し、過料や没収で得た収入を行政法執行機関の利益とリンクさせることを禁止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-09/12/content_5429462.htm

● 生態環境監督管理サービスをさらに推進することで高度經濟成長を促すことに関する生態環境部による意見

【発布機関】生態環境部
【発布番号】環総合〔2019〕74号
【発布日】2019-09-10
【概要】本意見では以下の通り、要求している。

市場参入メカニズムを整備する
<ul style="list-style-type: none">生態環境分野の市場参入リストをさらに整理し、リスト外でハードルを設けたり、非公式に制限を設けてはならない。市場参入ネガティブリストを全面的に実施し、「三

<p>线一单”（生态保护红线、环境质量底线、资源利用上线和生态环境准入清单）编制和落地，引导产业布局优化和重污染企业搬迁。</p> <ul style="list-style-type: none"> 进一步规范生态环境领域政府和社会资本合作（PPP）项目的储备和建设，清理招标投标等环节设置的不合理限制，对各类企业主体公平对待、统一要求。
<p>精简规范许可审批事项</p> <ul style="list-style-type: none"> 深化环评审批改革。优化环境影响评价分类，持续推进环评登记表备案制。 建立国家重大项目、地方重大项目、外资利用重大项目清单，加快环评审批速度，进一步压缩项目环评审批时间。
<p>强化事中事后监管</p> <ul style="list-style-type: none"> 推动出台关于全面实施环保信用评价的指导意见，推动环保信用报告结果异地互认。 全面落实企业主体责任，强化排污许可证后监管和执法
<p>推行“双随机、一公开”</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020 年年底，各级生态环境部门实现“双随机、一公开”（随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员、抽查情况及查处结果及时向社会公开）监管常态化，全面推进行政执法公示制度、执法全过程记录制度、重大执法决定法制审核制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://www.mee.gov.cn/...](http://www.mee.gov.cn/)

<p>線一单」(生態保護レッドライン、環境品質ボトムライン、資源利用上限ライン、生態環境参入リスト)の作成及び公布を急ぎ、産業配置の最適化、重度汚染企業の移転を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態環境分野における政府と民間資本の連携（PPP）事業のストックと建設をさらに規範化し、入札募集・応札等プロセスに設けられた不合理な制限を見直し、各種企業を公平に扱い、ルールを統一する。
<p>審査許可手続を簡素化し規範化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメント審査許可手続の改革を推進する。環境アセスメントを行うかどうかのスクリーニング手続を最適化し、環境アセスメント登録表届出制を引き続き推進する。 国家重大プロジェクト、地方重大プロジェクト、外資利用重大プロジェクトリストを作成し、環境アセスメント審査許可手続のスピードアップを図り、プロジェクトの環境アセスメント審査許可手続所要時間をさらに短縮する。
<p>事中・事後の監督管理を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保護信用評価の全面的実施に関する指導意見を公布し、環境保護信用報告結果を他地域でも相互に承認するようにする。 企業の主体责任制を定着させ、汚染物排出許可証交付後の監督管理と法執行を強化する。
<p>「二重の無作為抽出検査、全過程公開」制度を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020 年年末までに、各級の生態環境部門は、「二重の無作為抽出検査、全過程公開」（検査対象を無作為に抽出し、法執行検査人員を無作為に選出して派遣し、抽出検査結果及び調査処分結果を遅滞なく一般公開する）による監督管理を定着させ、行政法執行公示制度、法執行の全過程記録制度、重大な法執行決定法制審査制度を全面的に推進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://www.mee.gov.cn/...](http://www.mee.gov.cn/)

● 交通运输部关于落实国内船舶代理业务外商投资政策有关事项的通知

- 【发布单位】交通运输部
【发布文号】交水函〔2019〕612号
【发布日期】2019-09-10
【实施日期】2019-09-10
【内容提要】该通知要求：
- 各级水路运输管理部门落实《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》规定，对外商投资国内船舶代理业务不再限制外资股比。
 - 按照内外资一致原则，对内资、外资国内船舶代理业务经营者实行统一管理。
 - 加强国内船舶代理业务经营者经营行为的监督管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
[http://xxgk.mot.gov.cn/...](http://xxgk.mot.gov.cn/)

● 国内船舶代理業務の外商投資政策貫徹の関連事項に関する交通運輸部による通知

- 【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交水函〔2019〕612号
【発布日】2019-09-10
【実施日】2019-09-10
【概要】本通知では以下の通り要求している。
- 各級の水路運輸管理部門は、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年度版）」規定を着実に実行し、外国投資者が投資する国内船舶代理業務に対する外資の出資比率制限を設けないこと。
 - 国内資本・外資一致の原則に従い、国内資本、外資の国内船舶代理業務の事業者を統一的に管理すること。
 - 国内船舶代理業務事業者の経営行為に対する監督管理を強化すること。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
[http://xxgk.mot.gov.cn/...](http://xxgk.mot.gov.cn/)

- [强制性国家职业卫生标准《GBZ 2.1—2007 工作场所所有害因素职业接触限值 第1部分：化学有害因素》（修订）](#)

【发布单位】国家卫生健康委员会
 【发布文号】国卫通〔2019〕10号
 【发布日期】2019-09-09
 【实施日期】2020-04-01
 【内容提要】该标准目的在于指导用人单位采取预防控制措施，避免劳动者在职业活动过程中因过度接触化学有害因素而导致不良健康效应。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.nhc.gov.cn/fzs/s7852d/201909/7abe11973e2149678e4419f36298a89a.shtml>

- [強制的国家職業衛生標準「GBZ 2.1—2007 作業場所所有害要素職業接觸制限值 第1部分：化學有害要素」\(改正\)](#)

【発布機関】国家衛生健康委員会
 【発布番号】国衛通〔2019〕10号
 【発布日】2019-09-09
 【実施日】2020-04-01
 【概要】本標準は、労働過程で化学有害要素に過度に接触したために、労働者の健康に悪影響を与えることを防止すべく、予防、コントロール措置を講じるよう雇用者に指導することを目的とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.nhc.gov.cn/fzs/s7852d/201909/7abe11973e2149678e4419f36298a89a.shtml>

- [全国市场监督管理总局办公厅关于规范使用食品添加剂的指导意见](#)

【发布单位】全国市场监督管理总局办公厅
 【发布文号】市监食生〔2019〕53号
 【发布日期】2019-09-10
 【内容提要】该意见要求食品生产经营者严格按标准规定使用食品添加剂，加强食品添加剂使用监管，防止超范围超限量使用食品添加剂。食品生产经营者生产加工食品应当尽可能少用或者不用食品添加剂。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/spscs/201909/t20190910_306692.html

- [食品添加劑使用規範化に関する全国市場監督管理総局弁公庁による指導意見](#)

【発布機関】全国市場監督管理総局弁公庁
 【発布番号】市監食生〔2019〕53号
 【発布日】2019-09-10
 【概要】本意見では食品添加剂を標準規定に厳格に従い使用し、食品添加剂使用に対する監督を強化し、所定の範囲、限度を超えて食品添加剂を使用しないよう食品生産経営者に対して要求している。食品生産経営者は食品を生産、加工するにあたり、食品添加剂の使用を極力抑え又は使用しないようにしなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/spscs/201909/t20190910_306692.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

- [中外电气公司新设合营企业未依法进行经营者集中申报被处罚](#)

日前，国家市场监督管理总局对哈尔滨某电气公司与某外资电气公司“新设合营企业未依法申报案”作出行政处罚决定。两公司新设立的合营企业达到《反垄断法》规定的“经营者集中申报标准”，而未按照《国务院关于经营者集中申报标准的规定》进行申报。经评估，该项经营者集中不具有排除、

二、新着情報

- [中外電気会社が新設する合併企業が法定の事業者結合の届出を怠ったとして、処罰を受けた](#)

先頃、国家市場監督管理総局はハルビンの某電気会社と某外資系電気会社による「新設の合併企業が法に依拠し届出をしていない」として、行政罰に処することを決定した。両社が新設する合併企業は「独占禁止法」に定める「事業者結合届出基準」に達しているにも関わらず、「事業者結合届出基準」に関する国务院によ

限制竞争的效果。最终，两公司分别被罚款人民币 30 万元。

(里兆律师事务所 2019 年 09 月 12 日编写)

三、里兆解读

● 《个人信息出境安全评估办法(征求意见稿)》解读

《网络安全法》第 37 条明确规定，关键信息基础设施的运营者¹在中国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储，因业务需要，确需向境外提供的，应当进行安全评估。为明确安全评估的具体要求和流程，国家互联网信息办公室曾于 2017 年 04 月 11 日颁布了《个人信息和重要数据出境安全评估办法(征求意见稿)》(以下简称“《旧征求意见稿》”)，但《旧征求意见稿》并未最终颁布施行。时隔两年，《新征求意见稿》出台，其对《旧征求意见稿》作出了颠覆性的变更，为个人信息出境施加了更为严苛的要求。

一、个人信息出境安全评估

《旧征求意见稿》将个人信息出境分为自行评估和政府部门评估两类，大多数情况下网络运营者都只需要自行进行安全评估，只有少部分情形(除了《网络安全法》第 37 条规定的情形外，还增设了出境含有或累计含有 50 万人以上的个人信息等情形，一定程度上突破了《网络安全法》第 37 条规定的安全评估的范围)才需要报请政府部门进行安全评估，即以自行评估为原则、政府部门评估为例外。

而此次《新征求意见稿》完全改变了上述原则，根据《新征求意见稿》第 3 条规定规定，**个人信息出境前，网络运营者应当向所在地省级网信部门申报个人信息出境安全评估**。即，无论网络运营者所处行业、无论个人信息出境的数量与种类，所有网络运营者进行的个人信息出境均需先行报请政府部门进行安全评估，由政府部门决定是否可以出境。结合以下“网络运营者”、“个人信息”等分析，《新

规定》に従い届出を行わなかった。評価の結果、当該事業者結合は競争を排除、制限する効果を有していない。最終的には、両社をそれぞれ 30 万円の過料に処した。

(里兆法律事務所が 2019 年 9 月 12 日付で作成)

三、里兆解説

● 「個人情報域外持出安全評価弁法(意見募集案)」を読み解く

「サイバーセキュリティ法」の第 37 条において、重要情報インフラ運営者¹が中国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データは領域内で保存しなければならず、業務上の都合からどうしても国外へ提供する場合、安全評価を実施しなければならないと明確に規定している。安全評価の具体的な要求及び手順を明確にするために、国家インターネット情報弁公室は 2017 年 4 月 11 日に「個人情報及び重要データ域外持出安全評価弁法(意見募集案)」(以下「旧意見募集案」という)を公表したが、この「旧意見募集案」は最終的には施行されなかった。2 年後、「新意見募集案」が公表され、「旧意見募集案」を覆すような変更が行われ、個人情報を域外に持ち出すことについてより厳しい要求を行っている。

一、個人情報域外持出安全評価

「旧意見募集案」では、個人情報の域外持出に対する評価を自己評価と政府部門による評価という 2 つに分けており、多くの場合、インターネット運営者は自ら安全評価を行えばよく、ごく一部のケースに限り(「サイバーセキュリティ法」第 37 条に定める状況のほか、50 万人以上又は累計して 50 万人以上の個人情報を域外へ持ち出すといった状況を新たに追加し、「サイバーセキュリティ法」第 37 条に定める安全評価の範囲を超越するものであった)、政府部門に報告し、安全評価を行わなければならないとされており、即ち、自己評価を原則とし、政府部門による評価を例外としていた。

今回の「新意見募集案」は上記の原則を完全に書き換えた。「新意見募集案」第 3 条の規定によると、**個人情報を域外へ持ち出す前に、インターネット運営者は所在地の省級インターネット情報部門へ個人情報域外持出安全評価を申告しなければならない**とされている。即ち、インターネット運営者の所属する業界、域外に持ち出す個人情報の数と種類に係わらず、全てのインターネット運営者が行う個人情報の域外持出について、まず政府

¹ 根据《网络安全法》第 31 条的规定，关键信息基础设施的运营者集中于公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务等可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的重要行业和领域，绝大多数工业制造企业不属于关键信息基础设施的运营者。

¹ 「サイバーセキュリティ法」第 31 条の規定に基づくと、重要情報インフラ運営者は公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府など国の安全、国の経済と人々の暮らし、公共利益に重大な危害を与え得る重要な業界と分野に集中し、大多数の工業製造企業は重要情報インフラの運営者に該当しない。

征求意见稿》规定的“个人信息出境安全评估”已完全突破了《网络安全法》第 37 条规定的安全评估，创设了一种全新的制度。

■ 何谓“网络运营者”？

根据《新征求意见稿》第 21 条的规定，网络运营者，是指网络的所有者、管理者和网络服务提供者。该定义与《旧征求意见稿》的相关定义一致。该定义需结合“网络”的定义进行理解。《网络安全法》规定，网络指由计算机或者其他信息终端及相关设备组成的按照一定的规则和程序对信息进行收集、存储、传输、交换、处理的系统。由于网络的定义特别宽泛，我们理解，一旦企业拥有办公系统、邮件系统、工业控制系统等电子系统或局域网，则被认定属于网络运营者的可能性极高，从而负有本文所述的个人信息出境安全评估相关义务。

《新征求意见稿》同时明确，境外机构在经营活动中，通过互联网等收集境内用户个人信息，需通过委任境内法定代表人或通过境内机构履行本文所述的个人信息出境安全评估相关义务。

■ 何谓“个人信息”？

根据《新征求意见稿》第 21 条的规定，个人信息，是指以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合识别自然人个人身份的各种信息，包括但不限于自然人的姓名、出生日期、身份证件号码、个人生物识别信息、住址、电话号码等。该定义与《旧征求意见稿》的相关定义一致。个人信息的具体示例可参见于 2018 年 05 月 01 日正式施行的《个人信息安全规范（GB/T 35273-2017）》附录 A。

■ 何谓“个人信息出境”？

根据《新征求意见稿》第 2 条的规定，个人信息出境是指，网络运营者向境外提供在中国境内运营中收集的个人信息的行为。该定义与《旧征求意见稿》中的有关“数据出境”的定义基本一致。

■ 安全评估的要点是什么？

概要	具体内容
负责政府	网络运营者所在地省级网信部门(组织专家或技术力量)

部門に報告し、安全評価を実施してから、政府部門が域外への持ち出しの可否を決めるとしている。下記の「インターネット運営者」、「個人情報」等の分析を踏まえ、「新意見募集案」での「個人情報域外持出安全評価」は、「サイバーセキュリティ法」第 37 条に定める安全評価を完全に超越し、新たな制度が構築されることになった。

■ 「インターネット運営者」とは誰をいうのか

「新意見募集案」第 21 条の規定によると、インターネット運営者とは、インターネットの所有者、管理者及びインターネットサービスの提供者を指すとされている。この定義は、「旧意見募集案」の係る定義と一致している。この定義は「インターネット」の定義を踏まえながら理解する必要がある。「サイバーセキュリティ法」では、インターネットとは、コンピュータ又はその他情報端末及び関係する設備により構成され、一定のルール及びプロトコルに基づき、情報の収集、保存、伝送、交換、処理を行うシステムを指すとされている。インターネットの定義は非常に広範であることから、企業がオフィスシステム、メールシステム、工業コントロールシステム等の電子システム又は LAN を保有してさえいれば、インターネット運営者に該当すると認定される可能性が極めて高く、それにより本稿にいう個人情報域外持出安全評価に係る義務を負うことになると思われる。

また、「新意見募集案」では、域外機構が事業活動を行う中で、インターネット等を通じて域内のユーザーの個人情報を収集する場合、域内にある法定代表者に委任し、又は域内機構を通じて、本稿にいう個人情報域外持出安全評価に係る義務を履行しなければならないことを明確にしている。

■ 「個人情報」とは何をいうのか

「新意見募集案」第 21 条の規定によると、個人情報とは、電磁的又はその其他方式により記録される、単独で又はその他の情報と結びつけることにより、自然人の身元を識別できる各種の情報を指すと定めている。これには自然人の氏名、生年月日、本人証明書番号、個人生体認証情報、住所、電話番号などが含まれるが、これらに限らない。当該定義は、「旧意見募集案」での係る定義と一致している。個人情報の具体的な例示は、2018 年 5 月 1 日に正式に施行された「個人情報安全規範（GB/T 35273-2017）」付録 A を参照することができる。

■ 「個人情報の域外持出」とは何を指すのか

「新意見募集案」第 2 条の規定によると、個人情報の域外持出とは、インターネット運営者が中国領域外に対し、中国領域内における運営過程で収集した個人情報を提供する行為をいうとされている。当該定義は「旧意見募集案」にいう「データの域外持出」の定義とほぼ一致している。

■ 安全評価のポイントは何か

概要	具体的な内容
政府部門	インターネット運営者の所在地の省級インターネット情報部門(専門家又は技術者を集める)

部門評估的機構	
評估期限	通常 15 个工作日内完成（出具结论），情况复杂的可以适当延长评估期限。
評估次數及頻率	<ul style="list-style-type: none"> 向不同的接收者提供个人信息应当分别报请安全评估。 向同一接收者多次或连续提供个人信息无需多次评估，但需做到每两年评估一次。 个人信息出境目的、类型和境外保存时间发生变化时，应当重新评估。
需重點評估的內容	<ul style="list-style-type: none"> 是否符合国家有关法律法规和政策规定。 合同（指网络运营者与个人信息接收者签订的合同，下同）条款是否能够充分保障个人信息主体合法权益。 合同能否得到有效执行。 网络运营者或接收者是否有损害个人信息主体合法权益的历史、是否发生过重大网络安全事件。 网络运营者获得个人信息是否合法、正当。
报請政府評估需提交的材料	<ul style="list-style-type: none"> 申报表 网络运营者与接收者签订的合同 个人信息出境安全风险及安全保障措施分析报告² 国家网信部门要求提供的其他材料
救濟途徑	对省级网信部门的个人信息出境安全评估结论存在异议的，网络运营者可以向国家网信部门提出申诉。

評估的擔當機關	
評估期限	通常、15 業務日以内に完成させる（結果を発表する）。状況が複雑な場合は、評価期限を適度に延長することができる。
評估の回数及び頻度	<ul style="list-style-type: none"> 異なる受取人に個人情報を提供するには、都度それぞれ安全評価を申請しなければならない。 同一の受取人に対して、複数回にわたり又は継続的に個人情報を提供する場合、評価を複数回行う必要がないが、2 年ごとに 1 回は必ず行うようにしなければならない。 個人情報を域外に持出す目的、情報の種類及び域外での保存期間に変更が生じた場合、改めて評価を行わなければならない。
重點的に評估すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係する国の法律法規及び政策の規定に適合しているかどうか。 契約（インターネット運営者と個人情報の受取人とが締結した契約を指す。以下同様）条項が個人情報主体の適法な権益を十分に保障できるかどうか。 契約が有効に履行されているかどうか。 インターネット運営者又は受取人が個人情報主体の適法な権益を損害したことがあるかどうか、深刻なサイバーセキュリティ事件が発生したことがあるかどうか。 インターネット運営者の取得する個人情報が適法、正当なものであるかどうか。
政府評估の申請のための提出資料	<ul style="list-style-type: none"> 申告書 インターネット運営者と受取人とが締結した契約書 個人情報域外持出安全风险及び安全保障措置分析報告書² 国家インターネット情報部門が提出を求めるその他資料
救濟措置	省級のインターネット情報部門による個人情報域外持出安全評価結果に異議がある場合、インターネット運営者は国家インターネット情報部門に不服を申し立てることができる。

二、网络运营者的其他义务

除报请政府部门进行安全评估外，《新征求意见稿》还为网络运营者设置了建立、保存、报告个人信息出境记录，以及与接收者签订合同等义务，同时也对个人信息的再传输设定了限制条件。该等义

二、インターネット運営者のその他義務

政府部門に安全評価を申請する以外に、「新意見募集案」では、インターネット運営者に対して、個人情報域外持出記録の作成、保管、報告、及び受取人との契約締結などの義務を設けており、また、個人情報の再

² 《新征求意见稿》規定，个人信息出境安全风险及安全保障措施分析报告应当包括：①网络运营者和接收者的背景、规模、业务、财务、信誉、网络安全能力等；②个人信息出境计划，包括持续时间、涉及的个人信息主体数量、向境外提供的个人信息规模、个人信息出境后是否会再向第三方传输等；③个人信息出境风险分析和保障个人信息安全和个人信息主体合法权益的措施。

² 「新意見募集案」の規定によると、個人情報域外持出に関するセキュリティリスク及び安全保障措置分析報告書には以下のものが含まなければならない。①インターネット運営者及び受取人の背景、規模、業務、財務、信用、サイバーセキュリティ能力等、②個人情報の域外持出計画（それには、継続期間、係る個人情報主体の数量、域外へ提供する個人情報の規模、個人情報を域外に持ち出した後また第三者に伝送するかどうかなどが含まれる）、③個人情報域外持出に伴うリスク分析、並びに個人情報安全及び個人情報主体の適法な権益を保障するための措置。

务此前并未在《旧征求意见稿》中规定，属本次《新征求意见稿》新增内容。

1. 建立、保存、报告个人信息出境记录

为进一步加强网信部门的事后监管，《新征求意见稿》第8条规定，网络运营者应建立和保存个人信息出境记录。记录的内容应当包括：①向境外提供个人信息的日期时间；②接收者的身份（包括但不限于接收者的名称、地址、联系方式等）；③向境外提供的个人信息的类型及数量、敏感程度等。该等出境记录应当保存至少5年，并且网络运营者应于每年12月31日前将本年度的个人信息出境情况报告给网络运营者所在地省级网信部门。

2. 与接收者签订合同

由于不同国家的法律体系对个人信息保护的标准不同，为了确保个人信息主体的权益能得到切实有效的保护，《新征求意见稿》第4条、第13条等规定，网络运营者应与接收者签订合同，合同除明确个人信息出境的目的、类型、保存时限外，还应明确以下内容：

合同条款的受益人	
合同应当明确的内容	个人信息主体是合同中涉及个人信息主体权益条款的受益人。
解读	基于通常法理，网络运营者与接收者签订的合同具有相对性，仅能约束合同双方，而不能约束个人信息主体。但《新征求意见稿》通过明确“个人信息主体是合同中涉及个人信息主体权益条款的受益人”，使个人信息主体突破合同相对性，享受合同项下个人信息主体的权利（例如索赔权、知情权等）。

索赔及责任承担	
合同应当明确的内容	<ul style="list-style-type: none"> 个人信息主体合法权益受到损害时，可以自行或者委托代理人向网络运营者或者接收者或者双方索赔，网络运营者或者接收者应当予以赔偿，除非证明没有责任； 网络运营者负责应个人信息主体请求向接收者转达个人信息主体诉求，包括向接收者索赔。个人信息主体不能从接收者获得赔偿时，网络运营者负责先行赔付。

传送について制限条件を設けている。なお、これら義務はこれまでの「旧意見募集案」では定められておらず、今回の「新意見募集案」で新たに追加された内容である。

1. 個人情報域外持出記録の作成、保管、報告

インターネット情報部門による事後の監督管理をさらに強化するために、「新意見募集案」第8条では、インターネット運営は個人情報域外持出記録を作成し保管しなければならないと定めている。記録の内容には①域外への個人情報の提供日及び時間、②受取人の身元（受取人の名称、住所、連絡先情報などが含まれるが、これらに限らない）、③域外へ提供する個人情報の種類及び数量、機微性の度合い等が含まなければならない。これらの域外持出記録は、少なくとも5年間は保管しなければならない。且つインターネット運営者は毎年12月31日までに本年度の個人情報域外持出状況をインターネット運営者所在地の省級インターネット情報部門に報告しなければならない。

2. 受取人との契約締結

国ごとの法体系によって、個人情報の保護基準が異なるため、「新意見募集案」第4条、第13条等では、個人情報主体の権益が確実に保護されるよう、インターネット運営者は受取人と契約を締結し、個人情報を域外に持出す目的、情報の種類、保存期間を明記するほか、以下の内容も明確にしなければならないとしている。

契約条項の受益者	
契約書に明記されるべき内容	個人情報主体は、契約において個人情報主体の権益条項で言及される受益者とする。
解説	通常の方法原理に基づくならば、インターネット運営者と受取人とが締結する契約は相対性を有し、契約の双方当事者を拘束することしかできず、個人情報主体を拘束することはできない。但し、「新意見募集案」では、「個人情報主体は契約において個人情報主体の権益条項に言及される受益者とする」ことを明確にしたことで、個人情報主体に、契約の相対性を超越させ、契約に基づく個人情報主体としての権利をもたせている（例えば、賠償請求権、知る権利など）。

賠償請求及び責任負担	
契約書に明記されるべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報主体の適法な権益が損なわれた場合、自ら又は代理人に委託して、インターネット運営者もしくは受取人もしくは双方に賠償請求を行うことができ、インターネット運営者又は受取人は、それが自己の責に帰すべきではないことを証明できなければ賠償しなければならない。 インターネット運営者は、個人情報主体からの請求に応じて、受取人に対し個人情報主体の主張（受取人への賠償請求を含む）を伝えることに責を負う。個人情報主体が受取人から賠償金を受け取ること

解读	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《新征求意见稿》为网络运营者和接收者设定了“过错推定”的归责方式。在个人信息主体权益受损时，推定网络运营者和/或接收者具有过错，其应当承担赔偿责任，除非其能证明没有过错。 ▪ 同时，《新征求意见稿》也赋予了个人信息主体选择权，可择一向网络运营者或者接收者索赔，也可同时向双方索赔。从便利性角度，个人信息主体直接向中国境内的网络运营者索赔显然是更为经济的做法，而这也加重了网络运营者的责任。 ▪ 由于接收者位于境外，这给个人信息主体带来了语言、高昂的索赔成本等诸多索赔障碍。为消除该等障碍，《新征求意见稿》为个人信息主体创设了转达请求和先行赔付两项便利措施： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 转达请求。个人信息主体可将针对接收者提出的索赔请求直接发送给网络运营者，由网络运营者转达给接收者。 ➢ 先行赔付。在个人信息主体无法从接收者处获得赔偿（例如接收者破产、接收者提出不合理抗辩而拒绝赔偿）时，网络运营者需先行进行赔付，赔付后再向接收者追偿。

	<p>ができない場合、インターネット運営者が先行して賠償金を支払うこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「新意見募集案」では、インターネット運営者及び受取人に対し、「過失の推定」という帰責方法を設けている。個人情報主体の権益が損なわれた場合、過失がないことを証明できない限り、インターネット運営者及び/又は受取人に過失があると推定され、賠償責任を負わなければならない。 ▪ また、「新意見募集案」は個人情報主体に選択する権利を与えており、インターネット運営者又は受取人のどちらか一方に賠償請求することも、双方に対して同時に賠償請求をすることもできる。利便性の視点からみれば、個人情報主体から中国領域内のインターネット運営者に対し直接に賠償請求した方が一層経済的であるのは明らかであり、このことも、インターネット運営者の責任を重くしている。 ▪ 受取人が域外に位置していることから、個人情報主体にとっては、言語、高額な求償コスト等、求償面での諸々の障害がある。これらの障害を解消するため、「新意見募集案」では個人情報主体のために、請求の伝達及び賠償金の先払いという2つの利便化措置を設けている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 請求の伝達。個人情報主体は受取人に対する求償を直接インターネット運営者に送付し、インターネット運営者から受取人へ伝達することができる。 ➢ 賠償金の先払い。個人情報主体が受取人から賠償金を受け取ることができない場合（例えば、受取人が破産したり、受取人が不合理的な抗弁をし賠償を拒絶した場合など）、インターネット運営者が賠償金を先払いし、その後で改めて受取人に求償しなければならない。
解説	

个人信息主体的知情权	
合同应当明确的内容	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 网络运营者应当以电子邮件、即时通信、信函、传真等方式告知个人信息主体网络运营者和接收者的基本情况，以及向境外提供个人信息的目的、类型和保存时间； ▪ 网络运营者应当负责应个人信息主体的请求，提供合同的副本； ▪ 接收者应当为个人信息主体提供访问其个人信息的途径，个人信息主体要求更正或者删除其个人信息时，应在合理的代价和时限内予以响应、更正或者删除。
解读	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 目前，网络运营者通常通过隐私政策的方式来履行告知义务，保障个人信

個人情報主体の知る権利	
契約書に明記されるべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ▪ インターネット運営者は、電子メール、インスタントメッセージ、書簡、ファクシミリ等の方式により個人情報主体に対し、インターネット運営者及び受取人の基本情況、並びに個人情報を域外に持ち出す目的、情報の種類及び保存期間を告知しなければならない。 ▪ インターネット運営者は、責任をもって個人情報主体の請求に応じて、契約書の副本を提供しなければならない。 ▪ 受取人は個人情報主体に対し、その個人情報にアクセスするルートを提供しなければならない、個人情報主体がその個人情報の修正又は削除を要求した場合、合理的な代価の範囲内及び期限内に対応し、修正又は削除しなければならない。
解説	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在、インターネット運営者は通常、プライバシーポリシーという方式を通じて告知義

	<p>息主体の知情権、但隱私政策告知の内容普遍比較寬泛、較少涉及具體的接收者、保存時間等信息。未來網絡運營者可能通過郵件、即時通訊等方式履行告知義務，需要告知的內容也會愈加具體，這將增加網絡運營者的合規工作。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 對於接收者而言，接收者应当向個人信息主体提供訪問、更正、刪除個人信息的相关途徑，並響應個人信息主体提出的相关請求。
--	--

	<p>務を履行し、個人情報主体の知る権利を保護しているが、プライバシーポリシー告知の内容はやや漠然としており、具体的な受取人、保存期間等の情報があまり記載されていないのが一般的である。将来、インターネット運營者は、メール、インスタントメッセージ等の方式により告知義務を履行し、要告知の内容をさらに詳しくするように求められる可能性があり、これによりインターネット運營者のコンプライアンス作業量は増すことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 受取人の立場から見た場合、受取人は個人情報主体に対し個人情報へのアクセス、修正、削除の方法を提供し、且つ個人情報主体からの係る請求に応えるようにしなければならない。
--	---

3. 个人信息再传输的限制

个人信息的再传输，是指接收者在收到网络运营者跨境传输的个人信息后，再次将接收到的个人信息传输给其他第三方。《新征求意见稿》第 16 条规定，网络运营者与接收者的合同中应当明确接收者不得将接收到的个人信息传输给第三方，除非满足以下特定条件：

- 网络运营者已经通过电子邮件、即时通信、信函、传真等方式将个人信息传输给第三方的目的、第三方的身份和国别，以及传输的个人信息类型、第三方保留时限等通知个人信息主体。
- 接收者承诺在个人信息主体请求停止向第三方传输时，停止传输并要求第三方销毁已经接收到的个人信息。
- 涉及到个人敏感信息时，已征得个人信息主体同意。
- 因向第三方传输个人信息对个人信息主体合法权益带来损害时，网络运营者同意先行承担赔偿责任。

简而言之，网络运营者需就再传输行为向个人信息主体履行告知义务，并承担先行赔付责任。

对于再传输非敏感个人信息，无需征得个人信息主体的同意。对于再传输个人敏感信息³，应当征得个人信息主体的同意，同时，个人信息主体有权提出反对再传输的意见，当个人信息主体提出反对再传输的意见时，接收者应停止传输并要求第三方

3. 個人情報の再伝送に対する制限

個人情報の再伝送とは、受取人がインターネット運營者から越境して伝送された個人情報を受け取った後、当該受け取った個人情報を再びその他の第三者へ伝送することをいう。「新意見募集案」第 16 条によると、インターネット運營者と受取人の契約において、下記のような特定条件を満たさない限り、受取人は受け取った個人情報を第三者に伝送してはならないことを明記しておかなければならない、とされている。

- インターネット運營者は電子メール、インスタントメッセージ、書簡、ファクシミリ等の方式により、個人情報を第三者に伝送する目的、第三者の身元情報及び国家、及び伝送する個人情報の種類、第三者の保存期限等を個人情報主体に通知していること。
- 受取人は個人情報主体が第三者への伝送を停止することを請求した場合、伝送を停止し、且つすでに受け取った個人情報の廃棄を第三者に求めることを承諾していること。
- 機微な個人情報に係る場合に、個人情報主体の同意を得ていること。
- 第三者への個人情報の伝送により個人情報主体の適法な権益に損害をもたらした場合、インターネット運營者が賠償金の先払い責任に同意していること。

要するに、インターネット運營者は、再伝送行為について個人情報主体に告知義務を履行し、且つ賠償金を先行して支払うという責任を負う必要がある。

機微な個人情報に該当しない個人情報を再伝送する場合には、個人情報主体の同意を得る必要はない。なお、再伝送される機微な個人情報³は、個人情報主体の同意を得なければならない、また、個人情報主体は再伝送に反対する意見を表明する権利があり、個人情

³ 《新征求意见稿》规定，个人敏感信息，是指一旦被泄露、窃取、篡改、非法使用可能危害个人信息主体人身、财产安全，或导致个人信息主体名誉、身心健康受到损害等的个人信息。《个人信息安全规范》附录 B 对个人敏感信息进行了列举，常见的个人敏感信息包括身份证号、社保卡号、密码、征信信息、指纹信息、银行存款信息等。

³ 「新意見募集案」では、機微な個人情報とは、一旦漏えい、窃盗、改ざん、不法に利用された場合、個人情報主体の人身、財産の安全が脅かされ、又は個人情報主体の名誉、身心の健康に損害等を被るおそれのある個人情報を指すとしている。「個人情報安全規範」付録 B では、機微な個人情報について例を挙げている。よくある機微な個人情報には、本人証明書番号、社会保険カード番号、パスワード、信用情報、指紋情報、銀行での預金情報などが含まれる。

销毁已收到的个人信息。

结语：通过以上解读，我们可以了解到，《新征求意见稿》对于个人信息出境设定了严苛的要求，网络运营者被设定了报请政府部门进行安全评估的义务，并被设定了与接收者签订合同，定期向政府部门报告等义务。鉴于《新征求意见稿》仍在征求意见稿中，还未定稿，《新征求意见稿》何时出台、最终内容是否还会发生变化等还存在较大不确定性。我们后续也会持续关注相关立法进展情况。但从《旧征求意见稿》到《新征求意见稿》的立法进程，我们可以明显感受到，中国政府对个人信息保护和个人信息出境等问题的愈加重视和加强监管的总体趋势。

（里兆律师事务所 2019 年 09 月 12 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [中日社会保障协定](#)
- [上海市关于跨国公司地区总部的新规定](#)

報主体が反対の意見を表明している場合、受取人は伝送を停止し、すでに届いている個人情報を廃棄するよう第三者に要求しなければならない。

終わりに：これらをまとめると、「新意見募集案」は個人情報の域外への持出について厳しく要求しており、インターネット運営者が政府部門に安全評価の報告・申請義務、及び受取人との契約締結、政府部門への定期的な報告等の義務が設けられていることがわかる。「新意見募集案」はまだ意見を募集しており、最終的なものではないが、「新意見募集案」がいつ実施され、最終的な内容がさらに変わるのかなどについては、やや大きな不確実性が伴う。今後、係る立法の進捗状況についても引き続き注目していきたい。ただ、「旧意見募集案」から「新意見募集案」までの立法の経緯を見ていくと、中国政府が個人情報の保護及び個人情報の域外持出等の問題をますます重視し、監督管理を強化していることがはっきりと感ぜられる。

（里兆法律事務所が 2019 年 9 月 12 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [日中社会保障協定](#)
- [上海市における多国籍会社の地域本部に関する新规定](#)